

# 西区戸籍課会計年度任用職員募集要項（戸籍課業務事務補助）

## 1 概要

職務内容	(1) 戸籍課戸籍担当に関する業務 (戸籍関係証明交付、電話対応、書類確認、書類整理、書類運搬等) (2) その他戸籍課事務補助業務（窓口対応業務を含む） (3) 大規模災害発生時における災害対応業務 (基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ)
身分	地方公務員法第22条の2に基づく一般職の会計年度任用職員
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
勤務場所	西区役所戸籍課
採用予定人員	A区分、B区分、C区分 各1名（計3名）

## 2 応募資格・求められる能力・求める人物像

### (1) 応募資格

次に該当する方は、応募できません。

#### ●地方公務員法第16条の規定に該当する方

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### ●民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者

### (2) 求められる能力・求める人物像

- ・パソコン（Excel、Word等）の基本操作ができる。
- ・公務員としての自覚を持ち、法令を遵守して職務を遂行する能力を有している。
- ・個人情報保護に対し高い意識を持ち、守秘義務を厳守して職務を遂行する能力を有している。
- ・戸籍法などの関係法令を理解し、職務を遂行する能力を有している。
- ・上司、同僚と適切なコミュニケーションを図りながら職務を遂行する能力を有している。

### 3 応募方法

受付期間	令和8年2月16日（月）～令和8年2月24日（火）（必着）
提出書類	(1) 会計年度任用職員申込書・作文 様式はウェブページ、または、窓口にて取得してください。  (2) 封筒1通（長3封筒） 選考結果の通知に使用します。宛名面にご自身の住所・氏名を記入し、 110円切手を貼付してください。
※提出いただいた書類は返却いたしません。	
提出方法	<p><b>【郵送提出の場合】</b> 次の宛先へ書類を郵送（簡易書留）してください。 〈宛先〉〒220-0051 横浜市西区中央一丁目5番10号 西区役所戸籍課戸籍担当 会計年度任用職員採用担当あて <b>応募締切：令和8年2月24日（火）※担当課必着</b></p> <p><b>【直接提出の場合】</b> 西区役所戸籍課（西区役所1階⑥番窓口）に直接ご提出ください。 ※平日8時45分～17時00分のみ受付します。 ※西区役所の所在地は、上記郵送先のとおりです。 <b>応募締切：令和8年2月24日（火）17時00分まで</b></p>

### 4 選考方法等

#### (1)選考方法

作文及び面接

面接日：令和8年3月4日（水）予定

※作文は、会計年度任用職員申込書と併せて受付期間内に提出してください。

※面接時間は、応募締切後に書面で連絡します。

#### (2)合否決定及び採用・不採用通知

郵送にてお知らせします。

### 5 採用にあたって

- (1)受験資格がないこと、または、申込書記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。
- (2)外国籍の方で採用されるのは、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「定住者」及び「特別永住者」の方です。
- (3)最終合格通知後、こちらが指定する書類をご提出いただきます。

## **6 勤務条件** ※変更となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
要勤務日	A 区分：月曜日、火曜日、金曜日 <週3日> (勤務を要しない日：水曜日、木曜日、土曜日、日曜日及び祝祭日)
	B 区分：木曜日 <週1日> (勤務を要しない日：月曜日、火曜日、水曜日、金曜日、土曜日、日曜日及び祝祭日)
	C 区分：火曜日、水曜日 又は 火曜日、木曜日 ※応相談 <週2日> (勤務を要しない日：月曜日、水曜日又は木曜日、金曜日、土曜日、日曜日及び祝祭日)
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日 及び年末年始（12月29日～1月3日）
勤務時間	9時00分から 17時00分まで ※休憩時間（1時間）を含む
給与	時給1,464円 7時間勤務の場合 日額10,248円
各種手当等	A 区分：期末・勤勉手当、通勤費用（実費相当額）
	B、C 区分：通勤費用（実費相当額）
休暇	年次有給休暇等
社会保険	雇用保険に加入
その他	勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

※令和8年度予算が横浜市議会において議決されなかった場合は、選考に合格していても採用されないことがあります。